



発行 東京都

目次

35

規則（教）

- 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会の所管に係る公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則……………二
- 東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則……………四
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立高等学校の寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………五

規則（教）

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務部の部教育政策課の項、教育計理課の項、デジタル推進課の項及び広報統計課の項を削り、同部の次に次のように加える。

企画部

教育政策課

教育計理課

デジタル推進課

第三条第四項中「担当課長」の下に「及び専門課長」を加える。

第四条中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 専門課長は、部長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

第五条の表総務部の部教育政策課の項及び教育計理課の項を削り、同部総務課の項中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 教育の広報及び広聴に関すること。

十九 教育行政資料及び教育に関する広報資料の収集整理に関すること。

第五条の表総務部の部総務課の項中第十五号を第十六号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に関すること。

第五条の表総務部の部デジタル推進課の項及び広報統計課の項を削り、同部の次に次のように加える。

企画部

教育政策課

- 一 教育行政の基本的な政策の策定に関すること。
- 二 重要施策の総合調整に関すること。
- 三 教育委員会の会議に関すること。
- 四 教育委員会への請願に関すること。
- 五 事務事業の管理改善に関すること。
- 六 事務事業の行政評価に関すること。
- 七 教育庁の所管に係る政策連携団体の調整に関すること。
- 八 人権教育及び同和教育に関する連絡調整に関すること。
- 九 教育行政に関する調査及び統計に関すること。
- 十 教育行政資料及び教育情報の収集整理に関すること（総務部に属するものを除く）。
- 十一 部内他課に属さないこと。

教育計理課

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 事務事業の進行管理に関すること。
- 三 重要施策の予算に係る総合調整に関すること（教育政策課に属するものを除く）。

デジタル推進課

- 一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教職員研修センター処務規則（平成十三年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画部の部総務課の項第六号中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同部企画課の項第四号中「及び認定講師」を削り、同表研修部の部教育経営課の項第四号中「主任教諭」を「主務教諭」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第五十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則（平成二十八年東京都教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の部都立学校及び区市町村立学校の款七の項中「第三十七条第一項、法

第六十条第一項及び法第六十九条第一項に規定する教諭」を「第三十七条第二項、法第六十条第二項及び法第六十九条第二項に規定する主務教諭（児童・生徒の養護並びに栄養の指導及び管理をつかさどる場合を除く。）」に改め、同款八の項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第二項」に、「第六十九条第一項に規定する養護教諭」を「第六十九条第二項に規定する主務教諭（児童・生徒の養護をつかさどる場合に限る。）」に改め、同款九の項中「栄養教諭」を「主務教諭（児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる場合に限る。）」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十九」を「二十」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十五号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「17,300円」を「17,700円」に改める。
別表第二中「12,700円」を「13,300円」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年東京都教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 職員が育児、介護等の事情により滞在する親族（配偶者若しくは条例第十三条の三第一項第二号に規定するパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族をいう。）の住居
- 二 第二条に次の一号を加える。
- 三 職員が異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万七千五百」を「一万分の二万五千五百」に改め、同項第二号中「一万分の二万五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第三号中「一万分の九千八百四十」を「一万分の九千七百三十七・五」に、「一万分の一万九千」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の九千九百六十」を「一万分の九千八百五十六・二五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千」に改め、同項第五号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千二百二十八・七五」に改め、同項第六号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千二百二十八・七五」に、「一万分の八千」を「一万分の七千五百」に改め、同項第七号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千二百八十七・五」に、「一万分の七千五百」を「一万分の七千」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則（平成十一年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

第十二条第五項中「指導教諭」の下に「主務教諭（東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号。以下「管理運営規則」という。）第十條の四第一項ただし書（管理運営規則第二十七條の四、第二十七條の六第一項、第三十條及び第三十八條第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「東京都立学校及び第三十四條第一項ただし書に規定する主務教諭に限る。」を加え、「東京都立学校」の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）を「管理運営規則」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則

附則

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則（平成十一年東京都教育委員会規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

第十二条第五項中「指導教諭」の下に「主務教諭（区市町村教育委員会規則等で定める主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭に限る。）」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十号

東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都立学校職員健康管理規則（平成三年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十一号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二十四条の三第二号」を「第二十四条の三第三号」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都立高等学校の寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

東京都立高等学校の寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立高等学校の寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「主幹教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

則

東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「命じた」の下に「主幹教諭、主務教諭、」を加え、同条第三項中「命ぜられた」の下に「主幹教諭、主務教諭及び」を加える。

別記第一号様式及び第二号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第二項中「これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるとき」を「次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事由に該当する場合に」に改め、同項に次の二号を加える。

一 学科主任 当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関しその他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるとき。

二 農場主任 当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるとき。

第十条の六第一項中「及び第二項に規定する主任」を「に規定する主任及び同条第二項に規定する学科主任」に改め、「」の中から」の下に「、第十条の四第二項に規定する農場主任は、当該学校の主務教諭又は教諭の中から」を加え、同条第二項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

第三十四条第一項中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第三項中「第一項及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 学部主任は、当該学校の教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

第三十八条第一項中「第六項中「生徒」とあるのは「幼児、児童及び生徒」を「第六項、第十二条の十第一項本文、第二十一条第二項並びに第二十二条中「生徒」とあるのは「幼児、児童及び生徒」と、第二十五条第一項中「生徒」とあるのは「児童及び生徒」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

